

令和7年1月28日

保護者各位

文京区教育委員会

アレルギー疾患等の対応について

文部科学省の調査により、学校には、アレルギー疾患のお子さんが多く通われていることが明らかになっております。アレルギー疾患を持ったお子さんの学校生活をより安心して安全なものとするため、学校では、お子さんのアレルギー疾患について詳しい情報を把握する必要があります。つきましては、食物アレルギーやぜん息等、何らかのアレルギー疾患により、医師の指導のもと、学校生活において管理・配慮が必要な児童・生徒の保護者の方は、下記のとおり手続きを進めますので学校にお申し出ください。

記

- ① 保護者の申し出を受け、「アレルギー調査票」「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」、及び必要に応じて「アドレナリン自己注射薬（商品名：エピペン）所持について」を配布しますので、必ずご提出をお願いします。学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）については、主治医の先生等に記載をお願いしてください。
- ② 対応開始前に、校長又は副校長及び実務者（担任、養護教諭、栄養教諭、栄養職員等）が面談を行い、提出書類の確認を行います。
- ③ ご提出書類に基づき、アレルギー対応についての検討を行います。
- ④ 対応内容について保護者の方に確認、了解をいただき、学校の状況に応じた対応を行います。

なお、学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）は、医療機関によっては**文書料が有料となる場合があります**ので、予めご了承くださいませようお願いいたします。

また、症状は毎年変化することがあります。継続して管理・指導が必要な場合は、内容が同じでも毎年学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）を提出してください。